

全建事発第 119 号
令和 6 年 2 月 28 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔公 印 省 略〕

令和 6 年能登半島地震による災害復旧事業等における
前金払（中間前払金）の推進について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年能登半島地震は、北陸地方に大きな被害をもたらし、被災地においては災害復旧事業等の円滑な実施が強く求められています。そのためには、建設企業が災害復旧事業等の着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、公共工事の前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）が適切に活用されることが重要です。

応急復旧工事等に係る前払金の保証については、すでに令和 6 年 1 月 4 日付で保証事業会社に対して保証契約の締結や前払金の払い出等の事務処理の迅速化・円滑化を要請した旨をお知らせしたところですが、公共発注者による前金払の迅速かつ円滑な実施を図るべく、各公共発注者に対して参考 1～3 のとおり要請した旨、国土交通省より別紙の通り案内がございました。

つきましては、ご多忙の折り誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

別紙 国土交通省案内文

参考 1 国交省発注部局宛要請文

参考 2 各省庁宛要請文

参考 3 都道府県・政令指定都市宛要請文

以上

(担当) 事業部 山中
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp

事 務 連 絡

令和6年2月22日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和6年能登半島地震による災害復旧事業等における
前金払（中間前払金）の推進について

令和6年能登半島地震は、北陸地方に大きな被害をもたらし、被災地においては災害復旧事業等の円滑な実施が強く求められています。そのためには、建設企業が災害復旧事業等の着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、公共工事の前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）が適切に活用されることが重要です。

応急復旧工事等に係る前払金の保証については、すでに令和6年1月4日付で保証事業会社に対して保証契約の締結や前払金の払い出等の事務処理の迅速化・円滑化を要請した旨をお知らせしたところですが、公共発注者による前金払の迅速かつ円滑な実施を図るべく、各公共発注者に対して別添のとおり要請しましたので、あわせてお知らせします。

事 務 連 絡

令和6年2月22日

大臣官房会計課公共工事契約指導室 担当者殿

大臣官房会計課契約制度管理室 担当者殿

大臣官房技術調査課 担当者殿

大臣官房公共事業調査室

港湾局総務課 担当者殿

航空局予算・管財室 担当者殿

北海道局予算課 担当者殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和6年能登半島地震による災害復旧事業等における

前金払（中間前払金）の推進について（要請）

令和6年能登半島地震は、北陸地方に大きな被害をもたらし、被災地においては災害復旧事業等の円滑な実施が強く求められています。そのためには、建設企業が災害復旧事業等の着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、公共工事の前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）が適切に活用されることが重要です。

応急復旧工事等に係る前払金の保証については、すでに令和6年1月4日付で保証事業会社に対して保証契約の締結や前払金の払い出等の事務処理の迅速化・円滑化を要請した旨をお知らせしたところですが、各発注者におかれましては、前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、出来る限り速やかに前金払を行うなど、引き続き前金払の迅速かつ円滑な実施に特段のご配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡

令和6年2月22日

各省庁会計課長等 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和6年能登半島地震による災害復旧事業等における
前金払（中間前払金）の推進について（要請）

令和6年能登半島地震は、北陸地方に大きな被害をもたらし、被災地においては災害復旧事業等の円滑な実施が強く求められています。そのためには、建設企業が災害復旧事業等の着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、公共工事の前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）が適切に活用されることが重要です。

応急復旧工事等に係る前払金の保証については、すでに令和6年1月4日付で保証事業会社に対して保証契約の締結や前払金の払い出等の事務処理の迅速化・円滑化を要請した旨をお知らせしたところですが、各発注者におかれましては、前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、出来る限り速やかに前金払を行うなど、引き続き前金払の迅速かつ円滑な実施に特段のご配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡

令和6年2月22日

各都道府県主管部局長 殿

各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和6年能登半島地震による災害復旧事業等における

前金払（中間前払金）の推進について（要請）

令和6年能登半島地震は、北陸地方に大きな被害をもたらし、被災地においては災害復旧事業等の円滑な実施が強く求められています。そのためには、建設企業が災害復旧事業等の着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、公共工事の前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）が適切に活用されることが重要です。

応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等については、すでに令和6年1月5日付国不建通知第144号にて要請したところですが、貴都道府県及び貴都道府県管内の市区町村が発注した工事で現在施工中のもの及び被災地における応急復旧工事等について、引き続き前金払の迅速かつ円滑な実施に特段のご配慮をお願いします。

各都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、貴都道府県内の市区町村に対しても、周知いただくようお願いします。